

令和4年第4回定例委員会会議録

1. 開催日時 令和4年8月8日(月) 午前9時00分から
午前10時00分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、大橋康男、矢野きく子
3. 出席職員 坂巻隆征、松浦悠太
4. 会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和4年第4回臨時委員会を開会する。

本日の議案は4件となっており、議案第28号「在外選挙人名簿の登録について」から議案第30号「在外選挙人名簿について」の3議案は関連するため一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ 事務局

議案第28号 在外選挙人名簿の登録について

(説明) 前回(令和4年6月1日)以降に当市宛に男性1名、女性1名の在外選挙人名簿登録申請があり、本籍地照会し、登録資格を有しておりますので、本日付で在外選挙人名簿登録するとともに本籍地及び在外公館へその旨通知します。

議案第29号 在外選挙人名簿の抹消について

(説明) 前回(令和4年6月1日)以降に当市宛に国内に住所を有して4カ月経過した抹消対象者は、男性3名であり、本日付で在外選挙人名簿から抹消し、抹消した旨を在外公館及び本籍地あてに通知します。

議案第30号 在外選挙人名簿について

(説明) 前回(6月1日)の登録者数は144名で、男性61名、女性83名です。今回の登録者は、男性1名、女性1名となり、前回(6月1日)以降の抹消者数は男性3名、令和4年8月8日現在の在外選挙人名簿登録者数は143名で、内訳は男性59名、女性84名、最終住所地による名簿登録者数109名、本籍地による名簿登録者数34名になります。

○ 関委員長

説明が終わりました、何か質疑等ありますか。

○ 各委員

(質疑等なし)

○ 関委員長

議案第28号から第30号を原案のとおり可決する。

議案第31号「富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情」の取扱いについて」を議題とする。

○ **事務局**

議案第31号 「富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情」の取扱いについて

(説明) 「富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情」は市議会にて採択となったため今後の取扱いについて協議をお願いいたします。

陳情提出者の団地自治会との意見交換会を8月1日に実施されたので、今後の陳情事項について決定をお願いします。

なお、9月5日号として市報特集号を発行するため準備を進めています。ご協議及び決定をよろしくお願いします。

○ **大橋委員**

今まであった富士見台第一団地の投票所を残して欲しいという感情は理解できるものであるので廃止しない方がよいのではないかと。

○ **矢野委員**

手続き上は間違っている、そこに固執していても形式上だけで終わってしまいます。自治会長の後ろには、富士見台第一団地の投票所利用者の廃止しないでくれという声が聞こえてきます。南部地域に住む人は富士見台第一団地から三小や七小へ歩くよりも長い距離を歩いてきているということもありますが、今までの利便性を低くするというのは避けたほうが良いのではないかと思います。また、市議会の決定は選挙管理委員会に何ら影響を及ぼすものではないというのは理解したうえで、市民の意見の代弁者かと思うので、やはり残した方が良いのではないかと思います。

○ **小田職務代理**

市全体を考えた上では原稿案が妥当であると思う。富士見台第一団地の投票所を廃止するのも決定ではなく、パブリックコメントを行ってから検討するという意味合いもあった。しかし、経過を考えると先日の話し合いで委員長が言いたいことは言ったということもあるので残しても良いのではないかと。

○ **関委員長**

公職選挙法第39条にも「投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」、地方自治法においては「自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負う」とある。また、私は団地の中の事だけでは話し合いは行わないと言ってきました。矢野委員からの意見もあったように、ハケ下地域の方は遠方から坂道を上り、大きな道路を渡り踏切を超えて投票所に来るといった状況です。前期の委員会では市全体の状況を考慮し、富士見台第一団地の投票所には比較的近い位置に第三小学校や第七小学校があるため分区にしようということになり、各委員からの反対意見は出ませんでした。

北の地域については、小田委員の力を借りて、弁天通りより東を駅前市民プラザ、西を北市民プラザにしようということになりました。第四小学校は段差が多く高齢者には不便ということで廃止し、東地域防災センターは建物内も狭く動線の確保が困難ということもあり、駅前市民プラザへ変更となった。もう

一度意見交換したいという意見があった場合や様々な苦情が来た場合、もう一度パブリックコメントを実施しなければならないのか。

○ **小田職務代理**

提案する案を富士見台第一団地を残した状態でパブリックコメントするという
ことしかできないと思う。

○ **矢野委員**

パブリックコメントで全投票区同じ期間で一斉に、平等に意見を受け付けるべき
だという考えである。陳情の取り扱いについての議題ということで、見直し案
に富士見台第一団地の存続を盛り込むかという話のなかで先ほどの意見を述べた
が、パブリックコメント自体は実施すべきであるという考えである。

○ **関委員長**

陳情の内容を取り入れた場合、例えば、四小を無くさないでもらいたいとの意
見があった場合、その意見も反映しなければならないようなことにもなり、結局
すべて元通りとなってしまう恐れがある。そのため全体で意見を徴取したうえで
精査しないと不都合が生じる。

○ **小田職務代理**

今日の結論は継続ということか。

○ **事務局**

パブリックコメント提案する見直し案において、富士見台第一団地を残して進
めるのか。

○ **矢野委員**

継続審議とし、パブリックコメントは現行案のままとして市報等に掲載し、全
体の意見と合わせて陳情について協議する。

○ **事務局**

パブリックコメントで提案する見直し案について、富士見台第一団地を廃止す
る案で進め、改めて意見を出してもらおうということか。

○ **矢野委員**

改めて意見を聴取するというよりも、陳情をパブコメの意見の一つとして取り
扱うこととする。

○ **小田職務代理**

パブリックコメントを実施すれば、色々な意見が出てくると思われるので、そ
こから審議を行う。

○ **事務局**

投票区の見直し案は原案のままとし、市報9月5日号特集号に掲載し全体の意
見を聴取し、陳情と合わせて協議するという事によろしいでしょうか。

○ **矢野委員**

本来はパブリックコメントの際にいただきたかった意見であるが、委員会として受け取り、他の意見と合わせて検討する旨を富士見台団地へお伝えいただきたい。

○ **関委員長**

自治会の方から第一団地集会所を投票所として使用することに協力をしてもらいたい。

○ **事務局**

パブリックコメントで提案する見直し案は富士見台第一団地を廃止する案で、市報9月5日号を発行し、他の意見と陳情を合わせて検討していくということによりましょうか。

○ **委員一同**

(異議なし)

○ **関委員長**

それでは議案第31号は継続審議とする。
事務局からの報告事項はありますか。

○ **事務局**

(報告) ・今後の予定ですが9月1日に定例委員会を開催します。
通常の定時登録の他、公費負担の件も決定して行きたいと考えておりますので何かありましたら事務局にご連絡をお願いします。
また、9月は裁判員裁判及び検察審査会の候補者の決定も行います。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑なし)

○ **関委員長**

以上で令和4年第4回臨時委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和4年9月1日

委員長 関 文 夫

職務代理者 小 田 克 彦

委員 大 橋 康 男

委員 矢 野 き く 子